

## 第9回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

（平成29年3月16日（木）：午後3時00分～午後4時30分）

**○委員長** 定刻になりましたので、これから第9回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局と、この間、簡単に打ち合わせをさせていただきましたけれども、この総合計画推進委員会がちょうど2年になるということになります。

今日がその2年目の最後の会ということです。区切りの10回ではなく、第9回ですけれども、最後まで忌憚のないご発言をお願いできればというふうに思います。

お手元に、これまでの審議経過を取りまとめておいていただきました。

前半の平成27年度には6回、それから今年度に入りまして、施策ごとの議論に集約しながらということになってきたかと思います。

まだまだ途中ということで、これから課題がたくさんありますけれども、よろしくお願いいたします。

最初に、年度途中の12月に民生委員の方の改選があったということをお聞きしております。

民生児童委員からの推薦委員の交代がありましたので、委員に、簡単に一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○委員** 今ご紹介ありましたとおり、12月から、練馬区民生児童委員協議会の代表会長になりました。よろしくお願いいたします。

**○委員長** よろしくお願いいたします。

本日の出席状況について、それから、傍聴等について、ご説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

**○事務局** 事務局でございます。

まず、委員の出席状況について、ご報告いたします。

本日、委員から欠席のご連絡をいただいております。

副委員長は少し遅れてお見えになるとの連絡を受けております。

事務局側なのですけれども、本日、福祉部長がほかの公務と重なってしまいまして、そちらが終わり次第出席する予定になっております。よろしくお願いいたします。

それから、本日の会議につきましては公開となっております。現在、傍聴の方は1名お見えになっております。

会議の議事録につきましては、区のホームページで掲載する予定になっております。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、ご確認をお願いできればと思っております。

事務局からは以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。

それでは、議題に入る前に、配付資料の確認をお願いしたいと思います。

どうぞ座ったままで。

**○事務局** ありがとうございます。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます

まず、事前にお送りした資料ですけれども、次第と、それから委員会の名簿。

資料1としまして、多様な人との相互理解の促進。

資料2、地図情報と連携したバリアフリー情報の発信。

資料2-2、練馬区バリアフリーマップと書かれた資料です。

資料2-3がA3の用紙でカラー刷りになっておりまして、練馬区バリアフリーマップ画面イメージというものになります。

資料3が、災害時要援護者に関する意見交換会について（報告）というものになります。次第の訂正がございましたので、改めて机の上に置かせていただきました。

先ほど委員長からお話がありましたけれども、今回で2年間の委員会最後の会ということで、参考としまして全9回の審議経過、こちらをお配りさせていただきました。

最後に、カラー刷りの小冊子です。「私にできるちょっとしたこと」という冊子も本日お配りいたしました。

配付資料は以上になります。不足のある方がいらっしゃいましたらおっしゃってください。よろしいでしょうか。

それから、本日、説明の中で計画書を使いますので、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、おっしゃっていただければと思います。よろしいですか。

配付資料の確認は以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿いまして、早速今日の本題に移りたいと思います。

本日は、多様な人との相互理解の促進（資料1）、地図情報と連携したバリアフリー情報の発信（資料2）、それから先ほどご説明がありましたけれども、災害関係の意見交換会等についての資料が配付されているかと思えます。

それでは最初に、各事業について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○ひと・まちづくり推進係長** では、各事業について説明させていただきます。

資料1をごらんください。

施策3、多様な人の社会参加に対する理解を促進する。

取組項目1、学び合いで、個性をのびし、感性を育む。

事業番号33、多様な人との相互理解の促進。

1、事業内容ですが、高齢者、障害者、子育て世代、外国人など、多様な人々が気軽にまちに出て交流を行うためには、公共交通施設や道路、建物などのバリアフリー整備や相互理解など、どんなことが必要なのかを学び、理解を深めることが必要である。

だれもが地域の一員として快適に生活できるよう、ともに支え合い、自由に社会参加できるまちの普及啓発に取り組んでいくとしております。

計画に書いてあるとおり、平成31年度末の目標が、相互理解のための小冊子の作成となっております。

事業スケジュールですが、多様な人との相互理解の促進に向け、年度ごとにテーマを設けて普及啓発のための小冊子を発行するということとしております。

28年度から31年度まで、小冊子の作成・発行を毎年していきたいと考えております。

平成27年度に区民の皆様、障害当事者の方からヒアリング等を行いながら平成28年度～

平成30年度のテーマを設定いたしました。平成31年度に関しましては未定となっております。平成28年度、移動等、物理的バリアのある方への理解を深めるということで、先ほど、カラーの小冊子をごらんいただいたと思いますけれども、「お互いの理解のために1 私にできるちょっとしたこと」ということで、この冊子を作成いたしました。

平成29年度のテーマですが、こちらは予定となっております。情報バリアフリーへの理解を深めるということで、29年度は情報的に視覚障害の方、聴覚障害の方、高齢者等、情報を得にくいということがあるかと思えます。情報バリアフリーの理解を深めるということをテーマに考えております。

平成30年度は、多様なニーズへの対応・配慮等について理解を深めるということで、こちらも予定ですが、まずは、お店であったり、シチュエーションごとに気をつける点等を紹介できたらと考えております。

あくまでも、これらに関しては、ワークショップ等を開催しながら、皆様のご意見を取り入れてつくり上げていけたらと思っております。

では、裏面をごらんいただければと思います。

こちらに関しては、適宜テーマを決めまして、ワークショップの開催をいたしました。

参加者は、障害当事者、福祉のまちづくりサポーターにご参加いただきました。

福祉のまちづくりサポーターというのは、こちらの下の枠内に入れさせていただいているのですけれども、人にやさしいまちだけでなく、人がやさしい社会の実現に向けて、区と協働で福祉のまちづくり活動を推進する区民等。研修や区が実施する事業に参加し、区民の目線で意見・アドバイス等の協力をしていただく方たちです。この方たちにご協力をいただきまして、ワークショップを3回開催いたしました。

まずは、9月7日。相互理解に向けて多様な人のニーズ収集を行いました。

2回目、9月30日は、そのニーズ収集の結果に基づいて、実際にまちに出て、実地での調査・確認を行いました。

3回目が12月24日なのですけれども、第1回、第2回で得た結果を受けて、小冊子（案）のたたき台を作成し、内容について意見収集・意見交換を行いました。

こちらの冊子は、福祉のまちづくりサポーター研修でも活用しております。

こちらは2月22日、水曜日に開催いたしました。こちらの小冊子（案）を使用し、エレベーターやトイレ等、代表的なバリアフリーの整備事例を取り上げて、自分にできる“ちょっとしたこと”について学びました。

こちらに関しては以上となっております。

では、続きまして、資料2について説明をさせていただきたいと思えます。

施策3、多様な人の社会参加に対する理解を促進する。

取組項目2、利用しやすい情報・案内で安心・快適な生活を支える。

事業番号35、地図情報と連携したバリアフリー情報の発信。

1、事業内容ですが、移動手段や目的地に関わる情報を事前に得て、だれもが気軽に外出できるよう、ICT（情報通信技術）を活用し、区立施設や駅など公共的施設のバリアフリー状況が分かる地図情報を発信する。

情報の発信にあたっては、スマートフォンからの閲覧やバリアフリー設備の検索等、技術の進展を踏まえた使いやすい情報の提供に努めるとしております。

2、平成31年度末の目標なのですけれども、公共施設等バリアフリー情報のポータルサイトの構築としております。

事業スケジュールなのですけれども、こちらは28年度にバリアフリーマップの構築をしまして、現在2月1日に公開して運用しております。

29年度からは、こちらのバリアフリーマップサイトの運用と情報の更新をしていきたいと考えております。

28年度の取組なのですけれども、まずは掲載するバリアフリー情報の検討。どういった施設を掲載するのか。だれでもトイレ、ベビーベッド等、バリアフリー整備状況もどのようなものを載せればいいのかということを検討いたしました。

その案をもとに、バリアフリーマップを利用する子育て世代の方であったり、高齢の方であったり、障害のある方に、利用者ニーズ等のヒアリングを行いまして、意見をお伺いいたしました。

その後、必要であれば実地調査等を行いまして、平成29年2月1日（水）に公開した次第です。

では、このサイトはどのような感じのものなのかということで、資料2-3のA3の資料をごらんいただければと思います。

こちらは、練馬区のホームページのトップ画面から入ることができます。

まず、トップ画面から入っていただくと、バリアフリーマップを公開しましたという案内ページになるので、そのリンクをクリックしていただくと、①番の画面になります。

こちらで実際に検索をしていただきます。これは石神井庁舎を検索しております。石神井庁舎が出てきたらアイコンをクリックすると、③番の詳細画面が出てきます。

見ていただくとわかるのですけれども、実際は文字の情報だけでなく、トイレの形状であったり、施設入り口の様子ができるように、写真を入れるよう工夫しております。

あと、やはり外出先でも使いやすいようにということで、スマートフォン、タブレット用の画面も用意しております。こちらが右の方の画面となっております。

こちらの特徴としましては、②番を見ていただくとわかるように、検索していただくと、検索結果に、現在地から施設までの距離が分かるようになっております。

例えば、練馬図書館では、現在地から13メートルと出てくるかと思えます。そういう形で、お出かけ先でも使いやすいような形に工夫しております。

こちらの資料については以上となります。

資料2-2にお戻りいただいてもよろしいでしょうか。

このバリアフリーマップの概要なのですけれども、名称は練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」となっております。

主な対象者は、高齢者、障害者、子育て世代の方などとなっております。

現在の掲載施設なのですけれども、区立施設（223か所）、区内の鉄道駅（20駅）となっております。

掲載情報なのですけれども、だれでもトイレ、オストメイト、エレベーター、ベビーベッド、授乳スペースなど17項目となっております。

その他の情報としまして、最寄り駅からの主要施設（区民事務所・福祉事務所・保健相談所）までの経路案内を載せてあります。

こちらに関しましては、よく区民の方が訪れるであろう施設を、職員が調べまして、経路をご案内しております。主要施設（区民事務所・福祉事務所・保健相談所）のフロアマップなども載せてあります。

先ほど申し上げたトイレの写真などに加えまして、主要施設に関しましては、フロアマップ等も入れて、内部のどこにお手洗いがあるかというのがわかるようにしております。

あとは、立体横断施設に設置されているエレベーター、まち中にあるエレベーターも載せるようにいたしました。

特徴なのですが、パソコン、スマートフォン、タブレットから利用可能となっております。

情報の更新が随時可能となっております。私たち職員がすぐに CMS という機能で情報を更新することができます。

今後の取組ですが、障害当事者の方など利用者へのヒアリングをこれからも行って、より使いやすいものになるように更新していきたいと思っております。

あと、現在は区立施設と区内の鉄道駅を現在掲載しておりますが、今後は、年金事務所や税務署などの官公署や、病院、美術館、博物館などの文化施設、駅に直結する商業施設や都立公園など、約30か所程度を順次追加していきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。

**○委員長** ありがとうございます。

それでは、今、資料 1 と 2、それから 2－3 についてご説明いただきましたけれども、皆さん方からのご意見をお伺いしたいと思います。今の説明について何か質問がありましたら、お願いしたいと思います。

**○委員** 視覚障害者です。

資料を読んでくれる人が今来ていないので、よく分かりませんが、最後の方の話で一番気になったのが、パソコンやタブレットとかスマホですか、そういうものを利用している人は入っていけるという感じがするのですが、高齢者とか障害者でもかなり苦手な人もいらっしゃると思います。そこに対して、どのような情報提供をされるのかということをお聞きしたいです。

**○福祉部管理課長** これまでも紙ベースで地図を部分的につくっていたという経緯はあるのですが、情報の更新というのが、やはりなかなか難しいということもあります。

あとは、パソコンとかスマホで見られますと、最初の画面から見たいところを詳しく見ていくことができます。そのあたりは今おっしゃった、苦手な方がいらっしゃる、あるいは使えない方がいらっしゃるということはあるのですが、これを使っただけの方には便利な形で使っただけならいいなということで、用意をさせていただきました。

ただ、こちらについてはプリントアウトすることができるということで、著作権の問題についても、ある程度クリアできる形で契約をしております。必要なものにつきましては、画面をプリントアウトしたものを提供するといった対応はさせていただきたいと考えております。

**○委員** すみません。だとすれば、区役所のどこかの係で、電話で説明ができるとか、今日はどこどこに行きたいけれども、トイレはどういう状況になっているかという質問が出

たとしたら、それに答えていただくようなシステムづくりというのは無理でしょうか。

**○福祉部管理課長** 今、掲載している区立施設のバリアフリー情報を載せるに当たっては、当然ながら各所管の協力を得まして、それぞれの施設にはどういった設備が整っているのかということを確認した上で掲載しております。実際には、見ていただけるようにということで写真等も載せました。お問い合わせいただく先が目的の施設だということであれば、当然説明をさせていただくことは可能です。

**○委員長** よろしいでしょうか。

視覚障害の方々がこの画面を見られないということが一番大きいので、音声的な対応をするとか、そういうことも検討していく必要があるかと思います。よろしくどうぞお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

**○委員** バリアフリーマップについてご質問いたします。

ニーズ調査をおやりになったということですが、それに含まれる情報について、最寄り駅からの主要施設。この主要施設の中に、区の出先である福祉事務所、保健相談所が載っておりますが、お役所の出先だけではなくて、特に練馬については、金融機関とか障害者施設とか医療機関、そういうものについての情報が載っているかどうかというのが第一点。

それから、これは後でご説明があるかもしれませんが、この小冊子の駅ページでいつも気になっているのですが、改札のところの問題だけ取り上げておりますが、実際は障害者の方々が一番困るのが出札なのです。切符の買い方がわからないのです。非常に複雑なのです。健常者でも、いわゆる電子式の通過するカードでやる以外、お金を払ってやる時は非常に難しいのです。これについても、ちょっとしたことができるでしょうけれども、それについての配慮が書いていない。これほど高い小冊子の費用をお出しになったのに、もう少しその辺をお考えいただけなかったのかなというのが第一点でございます。

以上、とりあえず気がつきましたこと、お伺いいたします。

**○福祉部管理課長** まず、1点目の主要な区立施設への経路というところですが、具体的にはこの資料2-3をもう少しごらんいただきたいのですが、左側のパソコン画面の下の②のところ、石神井公園駅から石神井庁舎まで緑の線が出ている。これをもって経路案内と申し上げております。

これは何かといいますと、石神井公園駅の反対側の出口から出た方が距離は近いのですが、車が通らない通りなので、職員が自分で歩いてみて、例えば車椅子であったり、ベビーカーであったりした場合には安全に通れるだろうという経路を、参考までに緑で紹介しています。ほかのご意見があるかもしれませんが、ここに書いてあります区民事務所、福祉事務所、保健相談所につきましては、これは②画像の左側のチェックボックスを外すと、この緑の線は消えるようになります。一応画面を開けたときには最初から緑の線が出るように設定をしてあるのですね。

駅から余りたくさんの方に向けて緑の線が出ていますと、何が何だかわからなくなってしまうだろうということもありますし、区の職員が実際歩いてみて、確認できる施設にも限りがあるので、今は主要な施設ということで区民事務所、福祉事務所、保健相談所に絞らせていただいております。

それともう一つご紹介していなかったのですが、実は皆さんパソコンで地図を見る方は、まちの様子が写真で見られるというストリートビューという単語を聞いたことがあるかと思います。それがこの地図には掲載されています。まちの様子、道路の様子を自分の目で画像として見るができるという形になっています。

実は都内の自治体の中で、バリアフリーマップをつくっているところは幾つかありますけれども、ストリートビューを搭載したのは都内で練馬区が初めて。あとは、スマートフォンの専用画面をつくったというのも練馬区が初めてです。いろいろトライをしてみる中で、全てをこの地図上に載せることはできなくても、地図を見て安心して出かけたというご要望にお応えするため、ストリートビューについても載せさせていただきました。施設までの経路すべてをご案内することはできませんけれども、ストリートビューなども使って確認していただく。あるいは、施設の方にお問い合わせをいただくということで対応させていただきたいと思っております。

それから、2点目の方ですが、小冊子の「ちょっとしたこと」の中で、駅については、実際には券売機のところで、ちょっとできることがあるのではないかといったご指摘をいただきました。

そういったところを載せればよかったのかなというところがありますが、今回の件につきましては、障害当事者の方と、あとは健常の方で区に協力していただき、当事者の方からどういったことで困って、どういったときに助けてもらいたいのか、あるいは何ができるのかといったことをワークショップで話し合う中で、限られた紙面に何を載せるかということで、区民参加の中で作り上げていった冊子です。これだけではないと思いますけれども、物理的なハードのバリアについては、これを取り上げましょうというふうにさせていただきました。

ここに載っていないからできないということではないのですけれども、ただ、できることを幾つかご紹介していくという中で、このような形で取り上げさせていただいたということでございます。

もちろん、ほかにも載せた方がいいのではないのというものはさまざまあるかと思いますが、それにつきましては、今後も引き続き何らかの形で周知や啓発ができるようなことに取り組んでいきたいというふうに考えます。

**○委員** もう一回お尋ねします。

最初のストリートビューについては、必ずしもストリートビューが見られるから便利ということではない。かなり相当な技術が必要なわけございまして、例えば、石神井のマップで、今、例が出ましたが、あそこには障害者地域生活支援センターのういんぐがあります。ういんぐを検索するときにはどうしたらいいのか。

例えば、ニーズ調査をやったというのは、まずは障害者の意見というのはどこに反映されているのか。ういんぐというのはどういうふうに引っ張り出してくるのか。

もう一つ、③の石神井庁舎をクリックしたら出てくる詳細画面に重要な情報が一つ抜けています。電話番号がないのですね。非常に急ぐときは、電話番号は有効なのです。電話番号があれば、ういんぐが石神井庁舎の中にありますというのがわかるのですよ。そういう大事な情報がなぜ入っていないのかというのが第一点でございます。

それから、もう一つ。先ほど出札の問題が抜けていましたが、これにつきましては、本

当に障害者のニーズはなかったのでしょうか。ニーズ調査というのはどのレベルでやっておられるのか、それをもう一回確かめたいということでございます。

○委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。電話番号の件と、もう一度券売機の対応ですね。ご意見がワークショップの中でなかったのか。

○ひと・まちづくり推進係長 障害者施設については、申し訳ございません。今は掲載の施設となっております。

○委員 なっていないのですか。

○ひと・まちづくり推進係長 なっておりません。

○委員 一番重要な施設だと思いますよ、石神井では。

○ひと・まちづくり推進係長 こちらに関しては区立施設の確かな情報をということで、最初のところは。

○委員 ういんぐは区立施設ですけれども。

○ひと・まちづくり推進係長 申し訳ございません。載せておりました。ういんぐは掲載しております。

あと、電話番号なのですけれども、資料に掲載した例が悪くて申し訳ないですけれども、他の施設は電話番号に関しては掲載させていただいております。

○委員 石神井庁舎の電話番号で、この後ろに載っているということ。

○福祉部管理課長 これは途中で、説明をつけた資料には載っていないのですけれども、実際に画面で見させていただくときには、載っています。

○委員 載っているのですか。

○福祉部管理課長 載っています。

○委員 では、それは訂正していただいた方がいいですね、説明するときね。

○福祉部管理課長 申し訳ありません。

○委員 大事な点だと思いますよ。

○ひと・まちづくり推進係長 詳細画面に電話番号ということで、項目を載せております。こちらの作成段階では直通方式みたいな形で書いてしまっていたのですけれども、実際はこちらに電話番号の方を紹介させていただいております。

ワークショップでは、いろいろなご意見が出てきたところではあるのですけれども、駅の中で何をピックアップするかという中で、みんなで検討した結果、改札ということにさせていただいております。

○委員長 声は上がっていなかったということですか。今、委員が聞いているところはそこだと思うので。

○ひと・まちづくり推進係長 声は上がっていました。

○委員長 そうですか、わかりました。

○ひと・まちづくり推進係長 ただ、その中で、どういうことをピックアップするかという中で検討した結果、改札ということになっています。

○委員長 そうすると、切符の購入のときには、どちらかというと何らかのサポートがあるとかというようなことがあったのでしょうかね、議論の中で。

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。



そうすると、この資料 2－3 は古いですね。

ちょっと見ていませんけれども、トイレの設備でも図面と写真が一致しないので、写真 4 というのは図 1 でしょうけれども、左側の図については写真 1、2、3 あたりを指していますが、写真 5 と書いてある図 2 の方については、これは写真がないので、このあたりを少し丁寧に掲載するようにした方がいいかもしれませんね。精査が必要だと思います。

それから、グリーンは色弱者が一番困る色なので、こちらは少し色を変えるべきだと思います。グリーンではなく、ブルー系にした方がいいのではないかと思います。これは多分このマップをつくる方は当然ご存じだと思うのですが、注意された方がいいと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。細かいところはたくさんあると思いますけれども、できる限りこれからも改善を進めながら、より区民の皆さんが使いやすいマップづくりに向けて進めていただければと思います。

それでは続いて、災害時の要援護者に関する意見交換会については、この推進委員会の中でもたびたび意見が出てきているかと思っています。

そして、事務局で意見交換会をやっていただきました。ありがとうございます。

これについての報告がありますので、資料 3 ですね。こちらは今年の 1 月 26 日に開催したということですが、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○地域福祉係長** それでは、資料 3 の災害時要援護者に関する意見交換会について報告させていただきます。

こちらの交換会につきましては、第 7 回の推進委員会、6 月 24 日に開催させていただいたときに、練馬区と介護や障害サービスの事業所との連携について、協議を進めているというご報告をさせていただいたところ、災害時要援護者名簿の取り扱いについてですとか、避難拠点のことにに関してなどのご意見などをいただきましたので、改めて場を設定し、意見をいただく会を設けさせていただきました。

開催日時につきましては、1 月 26 日、午後 3 時から行いました。

出席者といたしましては、委員、委員、委員にご出席いただきました。

練馬区としましては、災害時要援護者にかかわる所管課として、区民防災課、福祉部管理課、障害者施策推進課、地域医療課の職員が出席させていただきました。

そのときに生まれた主なご意見、質問につきましては、災害時要援護者名簿について、それから避難拠点について、そして福祉避難所についてということで、記載の内容についてご意見をいただき、区からお答えさせていただきました。

詳しい内容については、後ほどお目通しいただければと思います。

報告は以上です。

**○委員長** ありがとうございます。

委員、出席されていかがでしょうか。

今日は、こちらの資料を確認できていないのですかね。

**○委員** そうです。

**○委員長** すみません、申し訳ありません。もし何か、そのときの意見交換会でご感想等がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 すみません。委員がせっかく出席されているので、資料を少し読んで、委員に何が書かれているかお話をした上で、委員から当日どうだったか聞いた方がいいのではないかと思いますのですけれども。

○委員長 わかりました。

そしたら、すみません。もう一度この箇条書きになりますけれども、説明をいただけますか。よろしく願いいたします。

○地域福祉係長 それでは、当日出ました主なご意見、質問につきまして、資料のところを読ませていただきます。

まず、災害時要援護者名簿についていただいた質問ですけれども、名簿は避難拠点のどこに置いてあるのか。鍵がかかっているのかというご質問をいただきました。

それに対しましては、個人情報なので鍵がかかる金庫に保管しており、災害時には避難拠点要員である区職員が鍵を開けるということをお答えいたしました。

次に、名簿に登録しているかどうかの確認はできるのかというご質問に対しては、本人から福祉部管理課に問い合わせてもらえればお答えする、団体からの問い合わせには応じかねるというお答えをいたしました。

それから、名簿に載っていない障害者はどうなるのかというご質問に対しては、名簿への登録を勧奨しているとお答えいたしました。

それから、登録者名簿は災害時以外にも活用すると聞いているが、実際に活用しているかというご質問に対しては、名簿は防災会、警察、消防に渡しており、使い道は平常時の防災活動に限定しているというお答えをさせていただきました。

次に、避難拠点についてに関するご質問です。

まず、夜間に災害があったらどのような体制になるのかというご質問に対しては、近隣に居住している職員が 4 人おり、避難拠点運営連絡会と協力して開設準備を行うというお答えをいたしました。

次に、避難拠点を開設するだけで大変なので、安否確認まで手が回らないのではないかというご質問に対しましては、安否確認を避難拠点の役割とまでは位置付けていない。運営連絡会は避難拠点の運営に力を注いでいただくことになっているというお答えをいたしました。

それから、福祉避難所についてのご質問です。

まず、福祉避難所は発災からどのくらい経つと開設されるのかという質問に対しては、運営を施設の職員が担うので、施設の被災状況や職員体制が整っていないと開設できない、区が開設を要請して、運営できる体制が整っていれば開設するとお答えいたしました。

次に、避難できる福祉避難所の情報はどこから得ればよいのかというご質問に対しては、現在、39施設と協定を結んでいるが、実際には、福祉避難所への避難を必要とする方の人数や定員を考えて、区と施設で受入れについて調整することになる。まずは避難拠点へ行っていただき、必要があれば福祉避難所を案内することになるというお答えをさせていただきました。

説明は以上です。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 最初の方での話ですけれども、名簿のことで、随時呼びかけているという話があ

りますけれども、視覚障害者は1,400人いるらしいのですが、本当にそういうふう呼びかけられているのかなという印象が正直あります。

発災後72時間というのがありますけれども、やっぱり視覚障害者は自分で動くというのはなかなか難しいので、地域の人たちが助けてくれるのを待つということになります。本当に1,400人の人たちを名簿に入れていただいているのか、そういう動きをしていらっしゃるのかどうか、聞いていてもわからなかったなということがあります。

それから、福祉避難所をそういう状態で立てると今言われましたけれども、近所の人とか、あるいは区外の人たちもそこが近ければそこに寄ってくると思うのですよね。必ずそこだけを選んでやれるとも思えないし、それから障害者は種別に分けるという話ではなかったような気がするので、いろいろな人をその一つの福祉施設に分けていくとしたら、専門職、専門家たちにどういう要請や勉強をさせているのかどうかというのも、とても疑問です。

特にトイレの問題だとか、仮設の施設に入れないような人たちが、障害者は特に特徴的にあると思うので、そういう意味も含めて、その辺をこれからどうしていくのかというのを出さないと、やっぱり行けないというか、外れてしまう障害者の人たちも高齢者の人たちもいるような気がしてなりませんというのが、今、話を聞いての印象です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 私は大泉小拠点連絡会の会長を十何年やっています。今、委員がおっしゃったように、参加者の中に拠点連絡会にかかわっている方が入っているのでしょうかね。見ると入っていないような気がするのですが、入っていますか。

資料を送られたときに読んでみたのですが、我々受け入れ態勢の方も大変問題があるなと思っています。

結局、近隣の区職員4人で立ち上げると書いてありますが、近隣だろうが間に合わない場合もありますよね。拠点に障害をお持ちの方が来たときに、どう受け入れようと、うちは前からものすごく考えているのですが、結局職員さんが間に合わなくても、誰でも受け入れるべきだと思っているのですよ。

そのときに、前々から思っているように、この避難拠点運営連絡会に、普段から民生委員さんとかそういう方がなかなか来ないのですよ。こういうところに入りながらともに考えない。災害時に要援護者の方を抱えてどこへ行くかとなると、近隣の拠点連絡会にみえると思うのですよ、近いところですから。

そのときに、各拠点連絡会で障害をお持ちの方の受け入れ態勢がほとんどできていないと思いますよね。うちも考えているので、けがをなさった方はこのお部屋とか決めていますが、我々運営連絡会の委員がそういう方のサポートをする勉強をしていないのですよ。もう運営するのが精いっぱい。ですから、そのときにどうしたらいいか、ともに日ごろから会議に出て、考えていなければ、絶対無理なのですね。

何か所かにそういう方の受け入れ可能な施設をつくるとおっしゃっていますが、区の施設で受け入れの調整をする。でもね、そこが39か所。いま災害が起きるかもしれない状態で、絶対間に合わないと思いますよ。ですから、日ごろから学校と連絡会、民生委員さん、障害をお持ちの方と調整をしておかなくては。

要点録を見ると、名簿の扱い方もきちんとしているような、していないような、まだま

だこれからの部分が多いと思いますね。

これを見ると、平常時の防災活動に限定してとありますが、この平常時の防災活動というのは何なのですか。教えてください。

**○委員長** わかりますでしょうか。平常時の防災活動。

災害時以外には平常時の活動に利用すると書かれておりますけれども。

**○福祉部管理課長** 3の(1)の一番下のところだと思いますけれども、あくまでも災害時要援護者名簿は、手を挙げて私をその名簿に載せてくださいということで、お名前をいただいています。そのときのご本人の同意がないと、個人情報なのでどなたにでもお渡しするということはできません。

災害時には法律がありますので、いざ本当に災害が起きたときには、ご本人の同意がなくても、その情報を使って安否確認や支援に行ったりします。しかし、そうではない平常時に例えば安否確認の訓練をするとか、そういったことに関しては、あくまでも訓練でしかないので、そういうことをするために防災会、警察、消防の方に個人情報を提供することで同意をもらっているのですね。ですから、その目的以外のところにはご本人の同意をもらっていないので、個人情報を提供することはできないと、そういう意味合いです。

**○委員** わかりました。

そうすると、これは訓練のためならばいいということと、それから災害時は当然鍵を開けてというのですが、これがなかなか難しいのですよ。学校に預けてあって、何かあったときに、では、鍵を誰が開けるのかと。最初に行った方が開けなければならないのですが、職員さんがどなたか来るのか。それから、我々も拠点連絡会として、職員が来ないから扱えないということではできないと思っているのです。

ですから、やっぱりその辺の会議のときにもう少し詰めてもよかったのではないかなど。障害をお持ちの方にも、耳の聞こえない方もいれば、目が不自由な方もいる。いろいろな方がいて、我々連絡会が対応できる状態ではないのです。でも、日ごろからこんなときはこういうふうにと訓練を民生委員さんなどがやっていらっしゃるとすれば、それを我々連絡会に言っただけであれば、多少違うのではないかなという点がございます。

ですから、この災害時要援護者に対する訓練というのは、どこでどうやっているのか、そもそも始まったのかもわかっておりません。うちは大泉小で駅に近いものですから、毎回そのことが議題になっています。これを見る限り、連絡会としては皆さん来た方を受け入れなくてはならないので、訓練も何もしていない者が受け入れるのはどこまでやるのかなということと、区がどういうことをするのか、ようやくここまで読めたので少しわかってきましたけれども、やっぱりこの会議はもう少し連絡会のメンバーを入れていただくとかしないと、意見は出てこない気がしました。

**○委員長** 重要なお指摘だと思います。ぜひ、今後このような意見交換会、あるいは今の委員のご発言は、今の防災活動訓練で、受け入れ側の勉強といいますか、研修なんかもしっかりとやっていただきたいということだと思います。

実際にやっているのかどうかわかりませんが、この意見交換会だけではわからないということですよ。

**○福祉部長** 委員のところはやっているのですか。

○委員 結構うちはやっている方なのですよ。ただ、99校を開設していますが、ほとんどやっていないと言っても過言ではない。

この間、連絡会の会長を集めて、石神井のえーるでやったのですが、そのときにこの要援護者の問題がほとんど出ていなかったのですね。うちは多少なりとも、いらした方にこうしましょうと出ているけれども、今度は区の体制が出来てきていますでしょう。そうすると、区と我々連絡会、学校はどう対処しようかなと。

我々、災害時は本当に運営で精いっぱいですが、いらしたときに多少なりとも感心していただけるような体制を整えなければいけないのではないかと思っているのです。この39の施設で全部ができると思っていないものですから、多少連絡をしながらやっていかないと、本当に地震も多いし、都市型災害というのはまた地方の災害と違って、火災などにも巻き込まれますよね。そのときに、本当に要援護者の方は戸惑うと思いますよね。だから、もう少しきめ細かにやっていかななくてはならなくなっているのではないかなと思っています。

○福祉部長 ご意見をいただいた委員のところの大泉小の拠点は、区の避難拠点の中でも指折りの防災活動をやっているところなのですよね。そこでやっていらっしゃることにしても、まだまだだろうという委員のご心配があるのだらうと思います。もともとこういった避難所における要援護者の対策が始まったのは、熊本、東日本、神戸もそうだったわけですが、たくさんの方が避難所に押し寄せ来る中で、その中にはさまざまな障害の方がいらっしゃいます。場合によっては障害があるということがわからない方もいて、一般の健常者と同じような取り扱いをされる中で、大変な思いをされている。それを何とかしなくてはいけないではないかというのが、阪神淡路のときからの要援護者対策の出発点だったのですね。

そういった形で、まず何をやればいいのかということになると、委員が既に十分ご承知のとおり一緒の扱いは決してできないだろうということで、部屋を分けたり、種別ごとに対応する必要があるのではないかというのを、運営側が知らないことには何も始まらない。そこで、区民防災課では各拠点の方にマニュアルづくりなんかを通して、そういった考え方に基づいて運営をしてくださいということで、日ごろから各避難拠点の方と接触をしているということになります。

その後どうするのか。種別ごとに、例えば3年1組は視覚障害者の方、2組は違った障害の種別の方としたときに、その後どういうふうにして支援をしていくのかということになると、そこまでは多分っていないということなのだろうと思うのですね。

ただ、そこまでいっていると、今までの災害現場で本当に大変な思いをされていた障害者の方については、既に一定程度フォローはされている。その後については、時間の経過とともに行政の方が立ち直っていく中で、いろんな支援が社協なんかを通じて入っていくというふうな、そういった考え方に立って区の防災対策になっているのです。

先ほどのバリアフリーマップもそうなのですけれども、ここがまだだよねという話というのは当然あると思います。先ほど委員長からお話しいただいたように、これからやっていくべきことは当然やっていかないといけないということはもちろんあるのです。しかし、少なくとも練馬の避難拠点というのは、熊本や東北が神戸の教訓を生かせずに避難所を運営してしまったのは、出発点も大分違ってきているのだらうなというふう到我々として

は思っていて、今後については、もっと危機管理室が努力すると思います。

**○委員長** たくさんある避難拠点で、マニュアルができています。それに基づいて運営をしていく際に、実際、地域の中だけでシミュレーションができるのかどうか。

それから、防災の避難拠点のときに、発達障害者の人たちとか、精神障害のいろんな人たちが絡んできます。そういう人たちの対応を全く経験していなければパニックの中にまたパニックが生じるわけですので、ここは相当繰り返しやらないといけません。恐らく危機管理室の方で、多分もう手がなくて動いていけないのではないかと推測されますので、どこかモデル的なところをやって、さらにアドバイスをしていくとか、周知をしていくとか、そういうことが繰り返し必要かもしれませんね。

これはもう、今日でも明日でもやらなくてはいけない仕事なのですけれども、ぜひこちらで意見があったということは、危機管理室にもお伝えいただければというふうに、よろしくどうぞお願いいたします。

**○田中委員** 私は民生児童委員の代表ということで、初めて出席させていただきました、皆さんにいろいろ注目して聞いておったのですけれども、民生委員の立場から今の問題につきまして。災害時要援護者名簿は実は少しずつ進化しています。最近では耳の聞こえづらい方や足の悪い方など、そういった方が少しずつ入ってきているのですね。

民生委員は自分の持ち場のところの災害時要援護者名簿を各自持っております。ただ、個人情報がありますから外へは出しません。

私は錦・北町の会長なのですけれども、錦・北町におきましては、近隣で近い民生委員の班編成をしています。だから、災害があったときには、全部携帯電話にそれが入っています。それで、民生委員同士が連絡情報を持って行動をなさいというふうに既にでき上がっています。恐らくほかの地区もそうだと思います。少なくとも全くやっていないわけではございません。

それと、私の町会は年が若いのですけれども、私は避難拠点に30代からずっと入っていました。この立ち上げのときから随分やっけていまして、実は高齢者とかちゃんと組織立てしています。

ただ、今、委員がおっしゃったように、実際にやってみようといっても、本当になかなか難しいのです。平常の訓練をやっていますけれども、ほかの避難拠点のところでは、中学生が安否確認をやっている等、いろいろやっています。いずれにしても、民生委員も実は東日本大震災のときに随分犠牲者が出ており、本当に民生委員に頼っていいのかという話も出ているので、皆さんが協力しないと。消防団の方もそうですよね。自分の身を犠牲にしてまでやっている方もおられましたけれども、本人が被災しているかもしれないし、だから、皆さんで協力をするという事。実を言うと、私どもの町会は町会長が民生委員でございます。私も副会長をやっております。20年近く民生委員をやっております、そういった話が出たときには、こんなふうにしていいか、ああいうふうにしていいかということはお出していますね。

区の職員の皆さんは、地区に住んでいる方がたしか充てられていると思います。だから、我々と同じように駆けつけられるというような態勢をとっているはずなので、そのときには職員室のいわゆる金庫を開ける職員さんが必ず来ますし、来なければ我々民生委員が自分でちゃんと隠して持っています。うちの家族の者にも教えていません。実はそういう配

慮をちゃんと持っていて、何かあったときにはそれが皆さんに役立つようにということで、そういう体制は既にとっております。

一応、そこまで全部の地区がやっているかどうかというのは、私もわかりませんが、私が個人的に経験していることは以上のようなことなのです。できるだけ意見交換をして、そういうことを一生懸命皆さんで共有したいと思っているのです。

○委員長 さん、ありますか、追加で。お願いいたします。

○委員 今、とても心強く思っております。ただ、民生委員さんは名簿を出してはいけないことになっています。私も町会長として預かっていますが、自分が預かっている方々がどこに住んでいるかぐらいは見ておかないと、災害時は無理ですよ。行かれませんか。だから、民生委員さんは何十人も持っていて大変ではないですか。大事に抱えていて、それを出してはいけないので、日ごろどこにそういう方がお住まいかぐらいのことがわからないと、災害時にどうやって助けるのかなとすごく考えてしまっています。

○委員 しています。

○委員 そうですよ。少ない人数だといいのですが、ある方は40人、50人は無理だと言うのね。見ているのですか。

○委員 見えています。

○委員 ありがとうございます。それでほっとしました。その辺がすごく気になったのね。日ごろわからないで、災害時に40人、50人を自分で抱えられるのかなと心配していて。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

ちなみに、ここの質疑応答でありました避難拠点要員である区職員が鍵を開けると書いてあるのですが、これは今の話だと、同じ区内の近くに住んでいる職員の方が必ずいるんですね。

○委員 います。私が職員の方も知っていますから。

○委員長 複数いるわけですね。

○福祉部管理課長 基本的に、区民の方たちに同意をもらっているとはいえ個人情報なので、その個人情報の管理を区の職員ではない区民の方に、個人情報を万が一のことがあったときには漏えいということになってしまうわけです。その責任を負わなければいけないような鍵を預けするというのは、荷が重いのだろうという区の方の考え方の中で、その地域の中にもともと住んでいる職員を班長、副班長という形で拠点の要員にしています。その班長、副班長に鍵を預けて、何かあったときにはこの鍵で開けなさいというふうに区として役割を持たせているという、そういうことです。

○委員長 そうすると、必ず班長、副班長の複数がいらっしゃるということです。

○福祉部管理課長 一人ではないです。

○委員長 そういうことですね。わかりました。

もちろん民生児童委員の方々だけではなく、防災訓練でも、区民にまず参加をしてもらわないと、にっちもさっちもいかないわけですが、そのあたりの徹底がまだまだ遅れているのでしょね。当事者になったときにかかわれるのかどうかという、その部分が非常に重要かと思えます。

当事者団体もそういう訓練に積極的に参加をさせてほしいという問い合わせは非常に必要

かと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

**○委員** 貴重な時間なのですが、ちょっと申し上げたいのですが、お話を伺っているうちに、やっぱりちょっと不安になってまいりますね、私も障害者団体としては。

第一に、たまたま私はこの意見交換会の日には別の会合がありまして出られませんでした。4名の委員のご出席は大変ご苦勞だったと思えますけれども、この方々の意見をもって全部の意見と思わないでいただきたい。

というのは、今日、もう既に議論をしているとおりに、いろいろ皆様から質問とか疑問とかが出ておりますので、ぜひその点をまず申し上げたい。

最終的に、災害時要援護者に対する援護については、もう少し意見をまとめていただきたいというのが第一点です。

もう一つ。視覚障害者の方でも1,400人おられる。それから、私ども精神障害者は、実際何人登録しているかどうかの確たるものはございせんけれども、恐らく二、三百人はいるのだと思えます。

そういう方々が99の学校、避難所に集まってこられます。それで、この二つの障害者だけではなくて、何種類かの障害者が混然として入ってまいります。

そのときに、まず我々が障害者団体として心配なのは安否確認なのです。ところが安否確認はやらないとおっしゃっているのですよ。これは困るのですよね。ここにはっきり書いています。安否確認はできないと言っているのです。これは、誰かがやらないと、そのためには名簿は個人情報なので、団体には見せないというような方針をお決めになっているようですが、これはやっぱりやめていただきたい。個人情報よりも安否確認の方が第一なのです。先に来るわけですよ。こういう災害時は団体の決められた人を中心に、障害ごとにまとめるのが一番いいのではないかと思えます。

それで、99の学校に集まった障害者を、39の施設に、いわゆる障害者用の施設に分けるわけですよ。これも、なかなか場所が離れていたり、いろいろつながりが難しい。そういう仕分けをするのも、やっぱり各障害者団体の協力が必要だと思えます。

そういう意味で、いろいろやることはたくさん、考えることはたくさんあるのですが、委員長が言っておられたように、ある地域、もしくは最低1回か2回はやっぱりシミュレーションをやってみないと、何が起きるかわからないし、実際に動くのかどうか検証ができないわけですよ。

だから、個人情報云々と管理課長は先ほどから言っておられるけれども、まずは安否確認なのです。それで、どういうふうに分けるかというのが大事なので、その辺の考えも含めて、ぜひ区のお考えを確認したいと思えます。今後の進め方ですね。

**○委員長** ここでの議論ももちろんそうですけれども、その担当の区民防災課、そこでの議論も必要になりますよね、まずね。

**○福祉部管理課長** 安否確認を障害者の方に対して行わないということは申し上げておりません。区として安否確認はいたします。

手を挙げていただいている方が登録されている災害時要援護者名簿のほかに、手を挙げていない方についても把握ができるような仕組みは、区としては持っています。そうしないと、手を挙げていないと、どの名簿にも載っていないから確認する対象にならないということになってしまいます。例えば障害とか介護とか年齢とか、そういったものが書かれ



ている名簿は区としては用意しております。安否確認としては、例えば民生委員や、地区の防災会のほかにも、何重にも網をかけようと思っているのです。

それで、そもそも今年度最初の会の際に、事業者さんにも協力してもらおうと思って、協定を結ぶという報告をしたときから、この話にだんだん話が流れてしまったのですけれども、結局区としては、網の目からこぼれる人を何とかしなくてはいけないと思っています。ひょっとしたら一人の方にあっちからも聞かれ、こっちからも聞かれ、もう大丈夫よというふうに思ってうとうしいかもしれないけれども、それでも声がかからないよりずっといいので、安否確認はさまざまな形で網の目を張りめぐらせたいと思っています。

ただ、安否確認は個人情報よりも大事だといっても、条例の縛りがある中で、団体さんの方でご本人から直接何か情報をもって、リスト化するということはできることですが、区がこのために個人情報を扱わせてくださいと個人情報をお渡しするというのは、やはりそれはできません。

極端な話、例えば事業者さんからも、ふだんからそういった情報をもっておけば、協力できるのでいただけませんかという声はあるのですが、その業者さんが本当に信頼に足る業者さんなのか。下手したら、それで押し買いとか、オレオレ詐欺とかされたら大変なことになるわけですから、どなたに個人情報を提供できるかというのは、やはり本人から同意をいただいたところと考えるを得ないのです。

ただ、実際に災害が起きたときには、そんなことは言っていただけませんから、それはあの手、この手で、安否確認のためには使わせていただきます。そこについてはご理解いただければと思います。

今後は、区民防災課とも協議をしながら、避難拠点のほかに、福祉避難所も含めて、さまざまなマニュアルづくりや、実際の訓練というのは、一步ずつですけれども進めたいと考えております。今日いただいた意見につきましても、今後の取組の中で反映していけたらと思います。

**○委員長** ありがとうございます。

当該団体、当事者団体が自分たちで名簿を持って、今、団体自身の名簿を動かすということはほとんどないと思いますけれども、それをもってそれぞれ日ごろの連絡、連携をとっていかないとまずいというふうに思います。それぞれの当事者団体の中でもどんなふうに対策が可能かということ、ぜひご検討をあわせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○委員** すみません。先ほど委員が福祉避難所について、どうやっているのだろうかという不安を言っておられたので一言。

先日、2月に、区が福祉避難所についての説明会を、福祉避難所を運営する事業所に向けて行ったときに、私ども社協も、災害ボランティアセンターの立ち上げ協定を組んでいるので、傍聴させていただいたのです。

そのときに、区内の福祉避難所の運営を任されている事業所の中に、熊本に支援に行った事業所がありました。福祉避難所を見てきて、そこのお手伝いをしてきたのですけれども、この状態をいざ自分のところでやるとしたら、できないのではないかと非常に危機感を持って戻ってきて、「皆さんもう少しやらなくてははいけませんね」と一つの事業所が呼びかけたのですね。

まだ確かに福祉避難所も自分たちがどこまでやらなくてはいけないのかと思っています。福祉の専門家とはいっても、特養だったら高齢者のことしか知らないとかいろいろとあるし、障害のことを全部知っている状況でもなく、非常に不安で、何かしなくては、勉強しなくてはとやっているのです。

まだまだではないかと言われてしまうかもしれないし、安心して下さいとは言えないのですけれども、そこに着目して頑張ろうとしている福祉避難所を受ける事業所が出てきて、そういうふうに呼びかけているということはいいなと思っています。

そのときに、練馬区としても、その地域に障害を持っている人がどれぐらいいるのかとか、その福祉避難所にどのぐらいの人が来るだろうと想定しておく必要があると、区にお伝えしようとしていました。これからだとは思いますが、待っていてくださいではなくて、いろんな障害者団体もどうなっているかと聞いていくのがいいのかなと。こういう状態で、前向きに頑張っているということだけでもお伝えしたく、お時間をいただきました。失礼いたしました。

**○委員長** ありがとうございます。

これも、現実的に非常に難しい部分があるかと思えます。

それから、地区単位でなかなか対応できない。区全体、あるいは区を超えて福祉避難所の運営をしなければいけないということも出てくるかと思えます。特に障害者が非常に多様になっておりますし、移動したり何かするような状態になってきますと、とてもではないけど小さな単位ではできない。

今、ご説明ありましたけれども、自分のところではとても手いっぱい、そういうことになってくると思えます。

これもぜひ機会を見つけて、実際には災害訓練のとおり災害が起こるということは絶対あり得ませんが、そういう緊急時に少しでもイメージできることが一歩前進という形になるかと思えます。今日の議論の中身について、あらましを区民防災課の方にもぜひお伝えいただければと思います。

**○委員** 本日の議題ではないのかもしれないけれども、今の意見交換会の、福祉避難所というところで、私が専門的な分野から気になったところがございました。

これを私は全く存じ上げず、知識が薄くて大変恥ずかしいお話になってしまうかもしれませんが、39施設と最後の報告レポートには書いてございます。今、福祉避難所一覧というのを区民防災課で出されているものを見ますと、ほとんどがデイサービスセンターという種別になってしまう。そうしますと、民間の事業者さんが運営している。

それで、私が気になったのは何かと言いますと、この報告書の中にも書いてございますが、施設の被災状況や職員体制によって受け入れが可能かどうかというところで、あれっと思ったのですが、施設は39か所あるけれども、練馬区が被災した場合のことなわけですよ。その場合に、果たして施設としてハードの部分として、耐震性が確保されているかどうかとか、そういったチェックはこの39か所、そういった設備は福祉の観点からの運営上のノウハウですとか、職員体制ですとか、そういったことももちろん大事なんでしょうけれども、耐震性とか、そういった物理的な環境といいますか、性能が確保されているかどうかということも、この39としてリストアップした時点で何か検証しているのかな、どうなのか。

もちろんされているのだとは思うのですけれども、もし釈迦に説法でしたら大変申しわけない。

**○建築課長** 耐震問題については、確かにその時点で確認しているかどうかまでは、今、把握しておりません。基本的には病院とか保育施設に関しては、耐震性あるなしについて確認しているのですけれども、福祉避難所についてはそこまでの実数等が手元にはありません。ただ、確認はします。

それから、新しい施設ですので、耐震性があるはずだという程度しかお話しできないというところで、ご勘弁いただければと思います。

**○委員長** 当然、指定するという事は、その条件から想定される災害に対してどう対応できるかだと思います。

今のこのプランの中では、防災絡みの部分はどこかに入りましたっけ。

**○福祉部管理課長** 委員長、これにつきましては、9 ページの（2）災害時要援護者の支援を充実する。①要援護者の安否確認体制の強化。事業番号 2 というところで、こちらの下の 2 行なのですけれども、あわせてケアマネジャーや介護・障害福祉サービス事業者等との連携により、要援護者に対する災害時の生活支援体制を強化しますと書いてあります。

つまり、いろいろな形で安否確認の網をかけていく中で、プラスアルファで新しくこういった事業者との連携もしていきますということを、第 7 回目のときに報告をさせていただいたのがこの内容でした。

そのときに、皆様から事業者との連携の話も報告したところ、日ごろから安否確認であるとか拠点の話とかということがあったので、そういうことであれば改めてこの会議とは別に、ここのメンバーの中で希望される方と意見交換会を設けてはいかがですかということとさせていただいたのが 1 月 26 日でした。先ほどの委員長のご質問については 9 ページに載っているということでございます。

**○委員長** 例えば次年度以降になるかと思えますけれども、もし、それが平時に対しても非常に重要な問題であるとか、この推進委員会の中でも別に時間をとって、やってもいいかもしれませんね。これは少し区民防災課も含めて、これは災害時といっても結果的には平時のさまざまな対応ということになるでしょうから、それについてもぜひご検討いただければというふうに思います。

ほかにございますでしょうか。資料 3 につきましては、よろしいでしょうかね。

非常に根本的な課題でもありますし、それから個人情報の問題なんかがありますけれども、なかなかスムーズにトレーニングされているような自治体が非常に少ない。これだけ大きな災害が続いていますけれども、それでもなかなか対応し切れていない実態があります。そういう動きを練馬区でもぜひ情報を集めて、またこの会議でも情報を提供していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、今後のスケジュールに移らせていただいてよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

**○地域福祉係長** それでは、次第 4 の今後のスケジュール等についてですけれども、先に来年度の委員の状況について、簡単に説明させていただきます。

まず、公募委員の方につきましては、昨年 12 月 11 日号のねりま区報で公募をさせていただきまして、8 名の方から応募がございました。

その後、選定委員会を開きまして、5 名の方をお願いをすることになりました。

それから、団体推薦の委員の方につきましては、それぞれ、委員の所属する団体の方に推薦の依頼をさせていただきまして、推薦のご協力をいただきました。どうもありがとうございました。

今回で終了という委員の方もいらっしゃいますけれども、また引き続きの方につきましても、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

次回から第 2 期になります。第 1 回の推進委員会なのですけれども、6 月 28 日の水曜日、午後 6 時からを予定しております。

場所は、練馬区役所本庁舎 7 階の防災センターとなっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○委員長** ありがとうございます。

それでは、一応、今日の議題としては以上なのですけれども、特にこの場で発言をしておきたいという方がいらっしゃいましたら、遠慮なくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○委員** 先ほどの避難拠点の問題ですけれども、私も地区区民館関係をやっているもので、今、22 館ぐらいの地区区民館が町中にあるのですよね。

それは、一時避難場所ということで、この前区長もみえました。一応地区区民館というのは町中であって、避難拠点よりは近いのですよね。とりあえずはそこに急遽避難するという形で、その地区区民館はそれを受け入れる形になっているのですけれども、備蓄とかそういったものが全然置いていないわけですよね。せめて水か毛布ぐらいは置いていたらいいのではないかなということをお願ひしています。

だから、福祉関係の方は、近くの地区区民館も一応、とりあえずはそこに避難するという形で考えていただきたいと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

**○委員長** ありがとうございます。

ほかにご発言いただいていない方で、遠慮なく、1 期目の最後ですのご発言いただければと、よろしいでしょうか。

それでは、副委員長、よろしいですか。

**○副委員長** 今日大変貴重なご意見を皆様からいただいて、やはりこういうそれぞれの当事者の方たちからいただいている意見をどう実際の制度・政策にするかと、ここが非常に難しいところかなと思ひます。

個人情報のことを一言だけお話をさせていただきたいと思ひますけれども、行政の方は当然ご存じかとは思ひますけれども、いわゆる個人情報保護法というのは、個人情報を保護せよと法律には書いていないのですよね。では、法律にはどう書いてあるかということ、情報の有用性というものに鑑みて、個人の権利利益、これを保護せよと書かれているものであります。

ですから、個人情報をももちろん目的外利用はできない部分がありますので、大変デリケートなものではありますが、どうやったらそれぞれの方の権利利益というものが保護できるかということをやっぱり考えていかなければいけないということでもあります。そのためには、それぞれの方が所属されている当事者団体の方たちにも、ぜひ、なぜ情報と

いうものを守りながらも、ある意味でオープンにしたり、手を挙げて名簿に登載というところまでいかないと難しいのかということ、各団体の方からお伝えいただくというのが、一番効果がある名簿登載を増やしていく方法かなというふうにも思います。そういったところと一緒に協力をし合える、こういう取り組みというのを練馬で少しずつ蓄積できたらいいのではないかなということを改めて感じた次第です。

ということで、簡単ではありますが、終わります。

**○委員長** ありがとうございます。

私は埼玉に住んでいまして、20代のころからボランティア活動をしていました。そのころは障害者福祉課に行くと全部の名簿を見せていただいて、地区会調査ではなく、在宅訪問をして、自分たちの活動に参加しませんかと言ってきた経験があります。今はそんなことできないわけですが、そういう時代で、いろいろな各家庭を覗いて、親の介護に疲れているとか、そういう状況がわかりました。そういう点では個人情報といっても、それを外に出すということは問題がありますけれども、普段のおつき合いの中で、自然にそういうような概念、自分たちの仲間、あるいはグループ、それからその中で積極的にむしろ使っていくという、あるいはコミュニケーションをとっていくということをしなない限りは、緊急時の対応ができる人に対してもできないわけですよ。

私が住んでいる地元でも、必ずその問題が出てきます。私も建築とかまちづくりの専門家ですので、仮設住宅はどういう状況でどうなっているかと、いつも突っ込んだりしていますけれども、現実的にはこういったことに回っているような実態であります。

そういうことも含めて、少しでも仮設住宅に頼らなくても一次的に対応できる、避難できる、そういう状況を自分たちの中でつくっていかねばいけないので、かかわっている人たちを全てサポートする、あるいはされる場になったらいいと思います。

2年間の推進委員会でありましたけれども、これでおやめになる方もいらっしゃるということで、改めて御礼を申し上げます。

特に区民の方が多いと思いますので、これからも委員を離れても、ぜひサポートしていただければというふうに思います。よろしくひとつお願いしたいと思います。

それから、今日話すことではないのだけれども、私は引き続きこの推進委員会にかかわらせていただくことになりましたので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今日の第9回の総合計画推進委員会はこれで終了させていただきたいと思いますが、区の方からご挨拶はありますか。部長の方から一言、よろしく願いいたします。

**○福祉部長** 今、委員長の方からお話がございましたけれども、2年間の任期ということで、本当にお世話になりました。

私が来る前でございましたけれども、前半部分はこの地域福祉・福祉のまちづくり総合計画を策定するというので、さまざまなご意見をいただいてきたということでございます。

実は、もうすぐ改定ということで、視野に入ってくるような状況にはなっているのですが、そのときにも皆様の方からいろいろさまざまなご意見をいただきながら、さらにいい計画にしていきたいなというふうに考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、私が危機管理室から福祉部長に来てということが原因ではないと思うのですけれ

ども、昨年度から災害関係のご議論がたくさんあります。今日は委員長の方からも、来年度はその取り扱いについて少し考えた方がいいだろうというようなご指導もいただいたところでございます。

この災害要援護者対策というのは、その前にも当然一般防災対策というのがもちろんあるわけで、計画の中でも、地域防災計画とのすみ分けが当然必要になってきます。

ただ、災害要援護者対策ということに限れば、当事者の方や当事者の方に近い皆さんからのご意見を聞けるのは、危機管理室よりも私どもであろうというふうに思いますので、少し危機管理室ともすり合わせをさせていただいて、どういう形で取り上げられるかというのは相談をさせていただきたいなというふうに思います。できるだけ皆さんのご意見が吸い上げられるような、仕組みにしたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その中では、いろいろ議論する中で、すれ違ったままにならないような形にぜひしたいなというふうに思います。

危機管理室の方で、要援護者対策だけが最優先にされることは絶対がないので、防災対策とか、区の対応の順番みたいな話というのも理解していないと、そういったこともあわせて考えていかないと、どうも質のある議論にならないだろうと思います。今後は、その辺ができるようにしたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

そのことを申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○委員長** どうもありがとうございました。

では、これで終わりにしたいと思います。